主なご留意点

◆支払回数について

年間の支払回数は、年金額に応じて下表のようになります。

年金額	60,000円　未満	60,000円 ～ 149,999円	150,000円　以上
支払回数	年1回（12月）	年2回（6月・12月）	年3回（4月・8月・12月）

※　旧制度の支払い「基本年金＋加算年金」と新制度の支払い「老齢給付金」は分けて、それぞれ支払回数を判定しています。

例：　基本年金＋加算年金が年額10万円のときは、支払回数年2回
　　老齢給付金が年額　５万円のときは、支払回数年1回　　となります。

◆源泉徴収税額等について

1. 基金（確定給付企業年金）からお支払いする年金については、年金額にかかわらず一律7.6575%の所得税が源泉徴収されます。
2. 独自給付に該当する場合は、独自給付お支払いの前に別途ご通知いたします。
3. 過去に年金の過払いがあった場合、実際の支払いは過払い分を調整した（差引後の）金額となります。

◆有期年金をご選択されている方へ

1. 有期期間満了に伴うご案内

　平成30年4月以降に年金受給者となられた皆様には、5年・10年・15年・20年の有期年金をお支払いしています。

　このうち、5年有期年金をご選択された方及び平成30年3月以前より旧厚生年金基金の基本年金（基本ﾌﾟﾗｽｱﾙﾌｧ部分）を5年有期年金としてご選択された方は、令和5年中に順次支払期間が5年を経過（有期期間が満了）するため、年金の支給が終了となります。

　なお、10年・15年・20年・終身の年金については、引き続き当基金から年金が支給されます。

2. 有期年金から一時金への選択替えに関するご案内

　老齢給付金の支払期間を10年・15年・20年のいずれかの期間でご選択された方は、受給開始から5年が経過すると、ご選択された期間の残存部分を一時金として一括して受け取ることが可能となります。

　有期年金から一時金への選択替え（お受け取り方法の変更）を希望される場合には、別途お手続きが必要となりますので、お手数ですが、下記連絡先までお申し出ください。

※上記１，２の詳細については、当基金のホームページをご参照ください。

スマホはここから
アクセス　⇒

連絡先

〒103-0006　東京都 中央区 日本橋富沢町　９－１０　稲村ビル５階
東京薬業企業年金基金
電話　０３（３６６７）５８１６・５８１５